

令和6年1月18日

金融庁企画市場局総務課  
信用制度参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「『デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律』の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

『デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律』の施行に伴う  
金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等（2023/12/15）」に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	信託業法施行規則 第 50 条第 1 項第 1 号	「常時使用する従業員の数が二十人以下」とありますが、当該従業員は、信託契約代理店に所属する全従業員の数を指すという理解でよろしいでしょうか。（あるいは、所属信託会社または所属信託兼営金融機関にかかる信託契約代理業に従事する従業員の数を指すということでしょうか。）
2	信託業法施行規則 第 75 条第 2 項	本条項は、信託業法第 72 条第 2 項の規定による閲覧に供する措置にかかる定めですが、当該条項に定める「その他内閣府令で定める事項」は、本条項に規定はなく、また今回改正予定のその他内閣府令案においても特段定めはないという理解でよろしいでしょうか。
3	信託業法施行規則 第 75 条第 2 項	信託業法第 72 条第 1 項は「信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに」掲示することを規定しているのに対して、第 2 項は店舗の明示を求められておりません。信託業法第 72 条第 2 項に定める「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号」以外の事項として、「信託契約代理業を営む営業所又は事務所」の情報が考えられますが、これらは法定記載事項ではないという理解でよろしいでしょうか。
4	信託業法施行規則 第 75 条第 2 項	例えば、信託契約代理店のウェブサイトに標識に含まれている事項を掲載する際に、信託契約代理業務を行っている店舗を併記する等、顧客利便を考えつつ、顧客が店舗ごとの信託契約代理業務の取扱の有無を誤認しないような工夫が期待されるという考え方もあると思います。信託契約代理店が前述の考え方を採用する場合に、信託業法第 72 条第 2 項に定める「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号」が変更にならないときであって、信託契約代理業を営む営業所又は事務所の掲載につき、万が一システム事情等で情報反映が遅れる等により一時的に古い情報が掲載されることがあったとしても、法令違反となるものではないとの理解でよろしいでしょうか（掲載情報については、「〇月〇日時点」という注記をすることで掲載内容の時点を明示することも想定しております。）。
5	信託業法施行規則 第 75 条第 2 項	「(信託業) 法第 72 条第 2 項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信託契約代理店のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない」とありますが、改正信託業法施行規則において第 75 条第 2 項関係の別紙様式の定めはなく、ウェブサイトに掲載する際の様式のほか、フォント、サイズ、字体等についても指定はないという理解でよろしいでしょうか。
6	信託業法施行規則 第 75 条第 2 項	信託業法第 72 条第 2 項に定める法定記載事項である「商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号」のウェブサイトへの掲載方式について、トップページへの掲載が必要でしょうか。例えばトップページの「ご案内」の中へ「信託

		<p>契約代理業について」という項目を設け誘導する方式でも可能でしょうか。その際、【信託契約代理業 登録番号 財務(支)局長(代信)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属信託会社 ●●信託銀行株式会社、▲▲信託銀行株式会社】等の記載で問題ないでしょうか(所属信託会社が複数ある場合には列記することで問題ないでしょうか)。</p> <p>また、上記のように記載するほか、銀行代理業者かつ信託契約代理店である金融機関は、「銀行代理業者に関する事項」「信託契約代理店に関する事項」に分けて、各法定記載事項を表形式で示すことでも法令を充足するという理解でよいでしょうか。</p>
7	信託業法施行規則 第75条第2項	<p>もし任意で信託契約代理業を営む営業所又は事務所をウェブサイトに掲載する場合、次のいずれの方式でも問題ないでしょうか。</p> <p>&lt;案①：店舗名は代理店統括部署へ問い合わせる方式&gt;</p> <p>(詳細)例えば、代理店HPにて【信託契約代理業 登録番号 財務(支)局長(代信)第●号 (株式会社 ●●銀行) 所属信託会社 ●●信託銀行株式会社 (取扱店舗については「こちら」)】などと記載し、「こちら」に付したリンクの遷移先ページにて取扱店舗に関する情報について代理店統括部署の連絡先を掲載する方式。</p> <p>(各所属信託会社における信託契約代理業を営む営業所又は事務所は、●●●部(Tel.〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)までお問い合わせください。等の表示をすることを想定。)</p> <p>&lt;案②：代理店HP画面に店舗と対応業一覧のリンクを付ける方式&gt;</p> <p>(詳細)例えば、代理店HPにて【信託契約代理業について】のページを用意し、当該ページにて信託契約代理店登録票とともに店舗や対応業一覧表のリンクやファイルを掲載する方式。</p>
8	信託業法施行規則 第75条第2項	<p>信託契約代理店のウェブサイトに掲載する場合、所属信託会社または所属信託兼営金融機関は、各信託契約代理店のウェブサイト掲載状況について管理する義務が生じるものではないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>他方、仮に各信託契約代理店においてウェブサイト掲載にかかる法令違反が発生した場合、所属信託会社または所属信託兼営金融機関は届出義務が生じるということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(所属信託会社＝信託業法施行規則第48条第1項第8号に定める届出、所属信託兼営金融機関＝兼営法施行規則第39条第1項第4号ハに定める届出を想定しております。)</p>
9	信託業法施行規則	<p>本条項は2024年4月1日施行予定ですが、パブコメ終了後、2か月程度で対応できない信託契約代理店もあることが想定されます。その場合、猶予期間等経過措置(例えば、2024年9月末までの猶予を頂戴する等)を設けることは想定されていませうでしょうか(経過措置がない場合、施行日までに物理的にウェブサイトに掲載できなかった信託契約代理店は法令違反となるとの理解でしょうか)。</p>